

社援発 0328 第 23 号
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け社会・援護局長)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新	旧
<p style="text-align: right;">社援発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合 の資産要件等について（通知）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところで</p> <p>地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。</p> <p>一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、責職において適切なお配慮をお願いいたします。</p>	<p style="text-align: right;">社援発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合 の資産要件等について（通知）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところで</p> <p>地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。</p> <p>一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、責職において適切なお配慮をお願いいたします。</p>

新	旧
<p>なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。</p>	<p>なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 (略) (1) ~ (3) (略)</p> <p>2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲</p> <p>(1) (略) ① ~ ③ (略) なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 (略) (1) ~ (3) (略)</p> <p>2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲</p> <p>(1) (略) ① ~ ③ (略) なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する<u>共同生活介護又は共同生活援助</u>を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>